

生徒諸君や保護者の皆さんと出合い、励まされ、教えられながら、やつとのことでこの地点までたどりつくことができた。

地方公務員法第三十条に「すべて職

員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されているが、この条文のとおり、身をして教育実践してきた多くの先輩に巡り合えたことが、今日、私の支えとなり、貴重な財産となっていると確信している。

朝から出張で出かけられた校長先生が、夜の無人化された学校にもどり、学校と生徒の無事を確認され、安心した顔で自宅に帰る後姿を見た時、「責任感」という言葉の重みを無言のうちに教えられる思いがした。

ある先輩は、「教育は人なり」の信念を持ち、生徒とのふれあいを大切にするとともに、後輩の教師を育てるために、時には厳しく、時には温かくアドバイスを与えてくれた。

さて、私の勤務する矢吹中学校は、文部省指定の生徒指導総合推進研究として、一年目を迎える。生徒よりも先生方が不安と緊張している中で、四月に新しい研究スタッフでスタートした。その時、「どんな研究公開の場においても、すばらしい研究紀要を作るために先生方がエネルギーを消費

するのではなくて、どのような生徒を育てていくのかに全力をつくしてほしい。生徒のあるがままの姿を、参加した先生方に見てもらつたとき、公開の真の成果が問われるのだ」と、先輩が発言した。「あるがままの姿」を開するということは、一見、平凡な言葉として受けとめらがちだが、その裏には、「果てしなく厳しい教育実践をしなさい」という言葉が隠されていて、身の震える覚えがした。

「あるがままの姿」とは、私たち教師の日常の指導や実践の姿を、そのまま公開することになる。毎日の実践の大切さを痛感させられた。

私は、すばらしい先輩教師が全力を尽して実践にとりくむ後姿をみて、ここまで育ってきたと、感謝している。

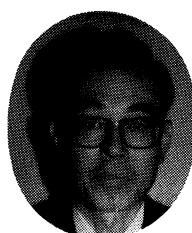
さて、私も今年からは、折り返しからゴールにむかって走り出さなければならぬ。先輩から学んだ「一生懸命に生きる姿」を、後輩の先生方や生徒諸君に伝えることができるだろうか。

気負わず、無理せず、その時々の教育に真剣に体ごとぶつかっていけば、自然に道は拓けるものと思う。

(矢吹町立矢吹中学校教諭)

福利厚生雑感

高山忠男



実施する法定外福利厚生（職員住宅、被服供与、慶弔見舞、保健衛生、保養所設置、レクリエーション、表彰、職員相談等）の二つに大別することができます。しかし、これらと不動の定形化されたものではありません。その時々の社会情勢の変化に応じ推移し、確定した定義がないというのが現実です。

このようななかで当課では、教職員の健康管理の充実を一番の柱とし、県共済組合・互助会の二者が一体となり教職員の方々が安心して働く環境作りに取り組んでいるところです。

ところで、今年度も四月早々より、教職員の計報が相次ぎました。ここ四年、年間三十件を前後していた教職員の死亡者数も昨年は四十件となり、今年度はどうなることでしょうか、心配です。

なにはともあれ、早期発見、早期治療、人間ドックといった健康と直接かわりあうようになつた今、我が身の健康もさることながら、県下二万教職員の健康も毎日気になる有様です。これも「福利」という仕事が当然といえば当然なのでしょうが……。やはり、自らの健康を守るためにも身近な検診を確實に受けていただきたいものだなあと思います。これからは暑い夏を迎えます。私自身も仕事に追われる日々の中で、体をきたえていきたいと思つてこのごろです。

一般的に福利厚生の概念として言われていることは「給与、任用、解雇などの根本的な勤務条件以外のこと、主として職員の平素の物質的又は、精神的生活を充実豊かにし、職員の安定や向上を図り、職務の能率的遂行に資する諸活動」と解されています。

具体的には、社会保障制度の一環として、その実現に法律上の義務を課している法定福利厚生（病気、退職、業務上の災害等の保険制度）と、任意に

（県教育庁福利厚生主任主査兼経理係長）